

| 会長 | 事務局長 | 主事補 | 係 |
|----|------|-----|---|
| | | | |

平成31年度

【天城町農業委員会】

4月定例総会議事録



署名委員 勝尾 委員

署名委員 榮 委員

天城町農業委員会4月定例総会議事録

1 開催日時 平成 31 年 4 月 15 日 (月) 13:30～

2 場所 天城町役場 別館ソテツ

3 出席委員

| 番号 | 集落 | 氏名 | 番号 | 集落 | 氏名 |
|----|-----|--------|----|------|--------|
| 1 | 与名間 | 前田 真智子 | 11 | 平土野 | 里村 清志 |
| 2 | 松原 | 中島 正博 | 12 | 兼久 | 朝木 学 |
| 3 | 松原 | 麓 福太郎 | 13 | 兼久 | 平野 勝哉 |
| 4 | 松原 | 久田 安枝 | 14 | 兼久 | 中磯 朋美 |
| 5 | 前野 | 富山 良一 | 15 | 瀬滝 | 木村 憲一郎 |
| 6 | 岡前 | 岡本 哲二 | 16 | 瀬滝 | 田原 廣秀 |
| 7 | 浅間 | 勝尾 真一 | 17 | 当部 | 岩元 聡 |
| 8 | 浅間 | 栄 徳男 | 18 | 西阿木名 | 仲 公男 |
| 9 | 天城 | 貞岡 孝治 | 19 | 三京 | 若山 秀也 |
| 10 | 天城 | 貞山 博一 | | | |

4 事務局職員

| 番号 | 役職 | 氏名 | 番号 | 役職 | 氏名 |
|----|------|-------|----|-----|------|
| 1 | 事務局長 | 上松 重友 | 2 | 主事補 | 政 一誠 |

5 参加者

| 番号 | 所属 | 氏名 | 番号 | 所属 | 氏名 |
|----|-----|-------|----|----|----|
| 1 | 事務局 | 高野 秀作 | | | |

6 会次第

- (1) 会長あいさつ
- (2) 議事録署名委員の指名 (勝尾委員・栄委員)

7 議 事

- 1号議案 農地法第3条許可申請について
- 2号議案 農用地利用計画の変更について
- 3号議案 現況証明願について
- 4号議案 農地法第3条の3第1項の規定による届け出について
- 諸報告
- その他

事務局 只今より4月の天城町農業委員会定例総会を開催致します。

会長 みなさんこんにちは。4月に入り新年度が始まりました。サトウキビの収穫も終わり、春植えの植え付け、管理作業で忙しい時期となりました。けがには十分気を付けてがんばってください。それでは議事に入ります。議事録署名委員の指名を致します。勝尾委員と榮委員を議事録署名委員にお願いします。1号議案「農地法第3条許可申請」について説明を求めます。

事務局 1号議案「農地法第3条許可申請」1番を説明。

岡本委員 1号議案の1番について説明致します。譲受人と譲渡人の縁故はありません。場所は「平和の森」から100メートル程、松原方面へ行った右です。譲渡人が体調を崩し、譲受人に売買に至りました。3筆ありますが、真ん中の方が宅地ですが、68番4の地目は畑ですが、現在砂利をひいて道になっており、原状に戻すように伝えております。みなさん、いかがですか。審議をお願いします。

議長 皆さん、写真を見てください。（しばらく審議）
家に行くために砂利がひかれて道になっている状態で原状復帰を約束しても戻さない可能性もあると思います。農地を原状回復確認後で再度審議してもいいのでは。

中島委員 入口がなくなるので、しないのでは。

議長 農業委員は農地を守るのが仕事です。
結局、畑にコーラルや砂利をひいて道にしているのが問題である。

若山委員 もともと、真ん中が道だったということですか。

事務局 地籍調査が入る前は1筆だったと聞いております。地籍調査で分筆する際、真ん中を宅地、両側を畑として分筆したようです。当初から、現況として分筆を行っていたら問題はなかったと思います。現在、真ん中が荒れて、左側は道になっているのが現況で、本来であれば、地籍調査の際、現況で行っていればよかったのですが、もし、これを可決した場合、他の地域において、住宅を建設する予定で、農振地域内のため、1年以上保留になっている事案もあります。

仲委員 よくみると、この道は、家の後ろの畑に行く取付道路になっているように見えるのですが、どうかならないですか。

事務局 地籍調査で確定しています。今回の件に関して、地籍調査室とも相談しました。本人の承諾を得て、地籍調査事業で完了したので動かすことはできません。農地法第3条でしっかり審議した方がいいのではないかと回答でした。

議長 これは畑に戻してからしないと後に問題が発生すると思うのですが、採決とりますか。1つ目は岡本委員の調査報告のとおり通すのか。2つ目は今の道を畑にして、元の道を復元した状態で3条を通すのか。地籍調査の図面通り、元に戻して復元した段階で改めて3条を通す方がいいと思う方の挙手を願います。

挙手多数と認め、一時保留とし、原状回復後、再度審議します。

岡本委員、申請人への報告をお願いします。

引き続き2号議案「農用地利用計画の変更」について、事務局に説明を求めます。

事務局 2号議案「農用地利用計画の変更」について、1番から3番まで説明。

木村委員 2号議案1番について、申請人は高齢ですが、後継ぎの息子がUターンし、農業および畜産を継承することとすることで、今回、牛舎を増棟するため、申請しました。場所は、ダム入口から当部方面へ行ったところで、元々、牛小屋があるところの隣です。周囲の同意もあり、現地確認も致しました。問題ないと思いますが、皆さんの審議をよろしく願います。

議長 岩元委員、補足を。

岩元委員 木村委員の説明のとおりです。補足はありません。

議長 只今の調査報告に対して、ご質問やご異議はありませんか。ないようですので、第2号議案1番の採決をとりたいと思います。賛成の方の挙手を願います。挙手多数と認め、第2号議案1番は可決しました。2号議案2番について説明を求めます。

木村委員 2号議案2番について、申請人はハーベスターや畜産など幅広く農業をされています。今回、牛舎を増棟するため、申請しました。場所は、現牛舎の隣に建設予定です。周囲の同意もあり、現地確認も致しました。問題ないと思いますが、皆さんの審議をよろしく願います。

議長 田原委員、補足を。

田原委員 木村委員の説明のとおりです。補足はありません。

議長 只今の調査報告に対して、ご質問やご異議はありませんか。ないようですので、第2号議案2番の採決をとりたいと思います。賛成の方の挙手を願います。挙手多数と認め、第2号議案2番は可決しました。2号議案3番について説明を求めます。

久田委員 2号議案3番について、申請人は畜産を中心に農業をされています。今回、仔牛用の牛舎を増棟するため、申請しました。場所は、TMショップから上がった左側の道端です。周囲の同意もあり、現地確認も致しました。問題ないと思いますが、皆さんの審議をよろしく願います。

議長 麓委員、補足を。

麓委員 久田委員の説明のとおりです。補足はありません。

議長 只今の調査報告に対して、ご質問やご異議はありませんか。ないようですので、第2号議案3番の採決をとりたいと思います。賛成の方の挙手を願います。挙手多数と認め、第2号議案3番は可決しました。3号議案「現況証明願」について説明を求めます。

事務局 3号議案「現況証明願」について説明。

若山委員 調査報告します。前回、保留にした件です。10月に取得する際に事業の説明と証明に関する説明をしなければいけなかったのですが、順番が前後して申し訳ございませんでした。場所は事務局と現地確認をしました。周囲の同意も得られ、測量の方も進んでいるようです。ぜひ事業を利用して、現地は草木に生い茂っている状態で、草地にする畑にする事業ですので、そこをご理解いただき皆様方のご審議の程願います。

議長 事務局ほか何かありませんか。

事務局 とくにありません。

田原委員 会長、これは取得してしばらくそのまま放置されていたのですか。

議長 保留になっていた案です。

田原委員 説明不足という意味が分からないのですが

若山委員 10月に3条申請を上げて、先月、「非農地証明願」を上げないと、この事業をスタートができないとのことで、総会で非農地証明はありえないと。今回は現況証明で、今、畑がどうなっているということなので、問題ないのではと今回、上げさせていただきました。

議長 非農地証明は、畑にできない場所、現況証明は、現在、畑で草木とかが生い茂っていて畑ができない場所

- 事務局 先月も説明しましたが、非農地証明と現況証明には基準があります。非農地証明は農地法ができる昭和28年以前から家など建物があったことの証明。現況証明は、似てはいますが、基準があります。20年以上登記簿の地目が「田」「畑」「牧場」である土地について、20年以上、農地等以外であること。また、災害その他人為的でない理由で農地に復元することが困難であることなどその他いくつかの基準があります。基本的には、非農地証明と変わらないです。
- 農地法第3条で農地が動くということは、農地を農地として利用することですから、前回、非農地証明ではどうですかということで保留になったと思います。
- 本来なら現所有者が前所有者に買う前に畑でないということで現況証明を取り、農業委員会を通さず、所有権移転ができていればよかったです。農地法第3条は、農地を農地として利用することを条件に許可を出しています。島外に住んでいる方に関しては、農地法第3条で農地を動かすことができません。「島外に住んでいる方がなぜここにいて耕作できるのって」疑問があるからです。前所有者の方が現況証明を取得し、法務局で地目変更後、売買するのは問題なかったのですが、わかりましたか。
- 仲委員 現況証明は農業委員会を通さずに、法務局に持っていてここは農地でないですよと地目変更していいのですか。
- 事務局 地目が畑だったところは、現況証明しないといけない。
- 議長 これは、農業委員会ですることですか。
- 事務局 農業委員会の証明が必要です。その添付書類をもとに法務局の登記官が現場に行って、現況修復不可能ですということで、畑の地目が変更されます。現況証明も同じです。過去には、非農地判断をしてならなかった例もあります。事務局も難しい案件に関しては、県など関係機関と協議し、指導、助言仰いでおります。あとは農業委員の皆さんの判断にお任せします。
- 議長 本来であれば、現況証明を先に提出する。今回、手順に誤りがあったということですね。委員の皆さん、今後もこのような事例は出てくると思うので、気を付けていただきたい。只今の若山委員の調査報告に関して、賛成の方の挙手を求めます。
- 里村委員 ちょっとその前に、これは地目変更するのですか。話を聞いた以上法務局で地目変更しないといけないのかと思うのですが、雑種地にするのですか。
- 事務局 ここは、草地にして畑にするので、地目変更の必要はないです。
- 里村委員 法務局は今回は関係ないですね。
- 事務局 はい、関係ないです。ただし、補助事業とする事案で、事業する目的での現況証明はよくないですし、10月で農地法第3条で畑で許可しているのに、畑でないという証明をするのは、話のつじつまが合わないことになります。
- 議長 里村委員、よろしかったですか。今事務局からも説明がありました。再度、採決を行います。第3号議案「現況証明願いについて」賛成の方の挙手願います。挙手多数と認めます。引き続き第4号議案「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について事務局の説明を求めます。
- 事務局 第4号議案「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告。
- 議長 引き続き事務局、諸報告をお願いします。

【諸 報 告】

| | | |
|--------------|------------------|---------------|
| 4 月 15 日 (月) | 天城町農業委員会定例総会 | 役場別館ソテツ |
| 4 月 24 日 (水) | 法務局派遣登記 | 伊仙町 |
| 4 月 25 日 (木) | 法務局派遣登記 | 伊仙町 |
| 5 月 10 日 (金) | 5月定例常設審議委員会 | 鹿児島市 (鹿児島県庁) |
| 5 月 15 日 (水) | 天城町農業委員会定例総会 | 役場別館ソテツ |
| 5 月 17 日 (金) | 市町村農業委員会会長事務局長会議 | 鹿児島市 (マリンパレス) |
| 5 月 22 日 (水) | 法務局派遣登記 | 徳之島町 |
| 5 月 23 日 (木) | 法務局派遣登記 | 徳之島町 |
| 5 月 23 日 (木) | 農振法・農地法事務担当者研修会 | 鹿児島市 (鹿児島県庁) |

【その他】

1. 貞山委員から牛舎に関する質問があり、新聞記事 (3/23) を紹介。
転用申請の際に出される誓約書や周辺の同意書について説明。

2. 元号の変更について

議 長 以上協議されましたが、その他ございませんか。なければ平成31年4月天城町農業委員会定例総会を閉会いたします。

平成31年4月15日、天城町農業委員会規則第18条の規定によりここに署名いたします。

| | | |
|---------------|--------|---|
| 天城町農業委員会会長 | 木村 憲一郎 | 印 |
| 天 城 町 農 業 委 員 | 勝尾 真一 | 印 |
| 天 城 町 農 業 委 員 | 榮 徳男 | 印 |